

**令和6年度パパ・ママ応援ショップ等協賛店舗開拓業務委託  
企画提案募集要領**

**1 委託業務名**

令和6年度パパ・ママ応援ショップ等協賛店舗開拓業務委託

**2 委託予定額**

2, 120, 000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

**3 委託業務の内容**

子育て家庭の利便性をさらに向上させるとともに、企業を含めた地域社会全体で子育てを支援し、子育て家庭が「こどもを持って良かった」「地域社会に支えられている」と実感できる社会づくりを進めていくため、パパ・ママ応援ショップ、多子世帯応援ショップ、ママ・パパ・リフレッシュ事業、赤ちゃんの駅について新たな協賛店舗の開拓を実施する。

※詳細は別紙「令和6年度 パパ・ママ応援ショップ等協賛店舗開拓委託事業仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

**4 参加資格**

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により埼玉県における一般競争入札の参加を制限されていない者であること。
- (2) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付入審第513-1号）に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (3) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年3月31日付入審第97-1号）に基づく指名除外措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 法人税、法人県民税、法人事業税、地方法人特別税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納していない者であること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

## 5 企画提案競技に関する事項

### (1) スケジュール

募集要領掲載	令和6年10月15日(火)
質問受付	令和6年10月15日(火)～10月22日(火)
質問への回答	令和6年10月24日(木)
企画提案書受付	令和6年10月15日(火)～10月31日(木)
審査結果通知	令和6年11月1日(金)～11月8日(金)

### (2) 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類を提出すること。

ア 企画提案参加申込書(様式1)

イ 企画提案書

仕様書の内容を踏まえ、以下の内容を必ず記載すること。なお、A4版15ページ以内とする。

(ア) 新規に開拓する協賛店舗数(目標)を明記すること

(イ) 新規に開拓する主な業種、エリア、手法を明記すること

(ウ) 事業に係る諸経費の見込みを明記すること

(エ) 新規開拓や受託希望者の強みなど上記(ア)～(ウ)の実行性が十分に説明されている内容であること

(オ) 社会全体で子育てを支援することに共感し、地域社会の一員として本事業を実施する意欲が示されていること

ウ パンフレット等、法人の事業概要が分かるもの(直近の類似事業の実績を含む)

エ 委託料見積書

(ア) 宛名は「埼玉県知事 大野元裕」とする。

(イ) 「2委託予定額」に掲げる上限金額の範囲内で作成し、項目・単価等の内訳を明らかにすること。

オ 参加資格を満たしている旨の誓約書(様式2)

## 6 企画提案書等の提出方法等

### (1) 提出方法

電子メール

※電子メール送信後、提出した旨を下記電話番号に連絡すること。

### (2) 提出先

埼玉県福祉部こども政策課 こどもまんなか担当

電話 048-830-3343

メール a3320-40@pref.saitama.lg.jp

(3) 提出期限

令和6年10月31日(木)午後5時必着

(4) その他

ア 企画提案書等の提出については、1提案者につき1提案に限る。

イ 企画提案書等の提出後は、その内容を変更することはできない。ただし、県の指示による場合はこの限りではない。

ウ 企画提案書等の作成に係る経費は提案者の負担とする。

エ 本委託業務に係る説明会は開催しない。

オ 本企画提案は事業者の選定を目的としており、契約に当たっては提案書の内容に拘束されない。

## 7 質問事項の受付

募集要領の内容に関する質問は次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年10月22日(火)午後5時00分まで

(2) 受付方法

「企画提案募集要領の内容に関する質問書」(様式3)に記入の上、電子メールで提出すること。

メール a3320-40@pref.saitama.lg.jp

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問を行った事業者名を伏せた上で、令和6年10月24日(木)までに、本募集要領を掲載したホームページに回答を掲載する。

なお、電話による質問には、軽易なものを除き応じない。

## 8 主な評価項目

- ・ 開拓手法・手段は適切か
- ・ 経費の見積内容の項目や算出根拠は妥当か
- ・ 受託希望者等の特長を生かした内容となっているか
- ・ より多くの店舗を開拓する内容となっているか
- ・ 事業スケジュール、運営管理・実施体制、費用について期間等を踏まえた実施可能な取組となっているか

## 9 契約先候補者の決定方法

(1) 県は審査委員会を設置し、提出された企画提案書及びその他提出書類に基づき、書面により審査を行う。企画能力や業務実施能力などを総合的に審査し、最も評価が高かった提案者を契約先候補者に決定する。ただし、企画提案で提示された新規開拓協賛店舗目標数が県の目標数に達しない場合は、候補者を複数選定することがある。

(2) 企画提案競技に参加する者が1者の場合には、企画能力や業務実施能力などを総合的に審査し、本業務の受託者として適当であると認めた場合に、契約先候補者に決定する。

(3) 審査結果通知日：令和6年11月1日（金）～11月8日（金）

## 10 契約の相手方の決定方法

(1) 業務内容に関する細目事項について、提案された内容を加え、契約先候補者と県の間で協議の上、委託契約書を締結する。

(2) 契約先候補者と協議が整わない場合や、契約締結までの間に契約候補先に事故のある場合等契約先候補者としての資格要件を失った時は、契約先候補者に対してその資格を取り消す旨の通知をした後、パパ・ママ応援ショップ事業委託業者審査委員会において評価点が2番目に高かった者を新たに契約先候補者とする。

(3) 当該企画提案競技において、不正が行われた事実が明らかになった時は、企画提案競技の決定を取り消す。

## 11 担当者連絡先

6（2）と同様